

## 令和4年度消耗品の単価契約（用紙・文具類）仕様書

### 1 物件名及び規格

PPC用紙（A3）他21品目  
別紙仕様書兼見積書のとおり

### 2 納期

令和4（2022）年4月1日～令和5（2023）年3月31日

### 3 納入場所

足利市役所各課及び各出先機関（小・中学校、保育所、クリーンセンター等）

### 4 見積方法

- (1) 見積書には「税抜単価」を記載してください。  
見積単価に小数点以下がある場合は記載してください。
- (2) 見積は市指定の「仕様書兼見積書」により、1部提出してください。
- (3) 1品名につき1点を見積してください。
- (4) 辞退する品名がある場合は見積額の欄に「辞退」と記入してください。

### 5 単価契約について

- (1) 契約期間内の購入予定数量は、前年度途中までの購入実績を参考にして  
ください。  
ただし、この購入実績は見積の際の参考数量とするものであり、発注を  
お約束するものではありませんのでご留意ください。
- (2) 品名により見積単位が異なっていますので、見積額の記載には単位に十  
分留意してください。  
また、発注は、原則見積単位で行いますが、一部のものについては別途  
協議による発注単位で発注します。
- (3) 契約は、発注単位による単価契約となり、税抜きでの契約となります。
- (4) 供給金額は、契約単価に発注ごとの数量を乗じ、消費税及び地方消費税  
を加算し、1円未満の端数を切り捨てた額とします。

### 6 仕様書兼見積書の説明

- (1) 「品名」欄に【グリーン購入法適合】と記載がある物品は、各メーカーの

カタログに表示されているグリーン購入法適合商品で見積ること。グリーン購入法適合商品でないもので見積る場合は、別紙「足利市グリーン購入特定調達品目及び調達目標」に適合するかどうかを確認し、適合することを証明する書面を添付すること。

- (2) 「指定規格」欄に、仕様及び参考品が記載されています。

参考品で見積る場合は、カタログ等の写しは不要です。

参考品が記載されていないもの及び参考品以外の同等品で見積る場合には、メーカー品番欄を記入し、仕様を確認できる部分をメーカー等で示したカタログ等の写しを添付してください。

- (3) 「メーカー・品番」欄の○印はメーカー・品番指定です。指定規格欄に記載のもので見積りしてください。(参考品ではありません)

- (4) 「備考」欄にて、「No.〇〇～〇〇一括」としているものは、指定した番号のものを一括契約としますので同じメーカーのもので見積りしてください。

この場合、見積単価に、購入実績欄に記載の数量を乗じて得た額を合計した額を見積金額とみなします。

- (5) 「10本/1箱」などと表記があるものについては、「見積単位」の単価で比較します。1本当たり、1個当たりに換算しての比較はいたしません。

- (6) 「No.1～No.3 P P C用紙」については、仕様の確認できるカタログ等(製造元の品質証明書なども可)を添付してください。

また、見積書提出時に見本品として「No.3のP P C用紙A4」を見積者負担で5枚提出してください。

- (7) 「No.4～No.11 色上質紙」については、仕様の確認できるカタログ等(製造元の品質証明書なども可)を添付してください。

また、見積書提出時に見本品として、「A3(色は任意)」を見積者負担で5枚提出してください。

## 7 納品・請求方法について

- (1) 発注は随時、市役所各課及び各出先機関等が直接電話等にて行います。

- (2) 納品時に、請求書を発注先へ提出してください。

- (3) 請求金額に1円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てて請求してください。

- (4) 品番などの廃止により、契約年度中に供給する物品に変更が生じる場合は、会計課出納担当と協議するものとし、その場合においても仕様を満たす物品を納入すること。

## 8 支払い

請求書が提出されてから、1か月以内に、指定された口座へ発注課又は発注施設等からお振込みいたします。

## 9 納品の報告

単価契約を締結した物品については、次年度の見積時の参考とするため、年度途中で購入実績の報告を依頼させていただきます。

## 10 その他

- (1) 見積者は、足利市契約規則を熟知の上、見積してください。
- (2) 運送費用込みで見積してください。
- (3) 最低価格者が2者以上の場合には、くじにより決定します。
- (4) 見積に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (5) 見積書提出の際は、封筒に入れ、封をし、封筒表面に品名、商号又は名称を記入の上、提出してください。
- (6) 見積の提出に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額100分の10に相当する額を加算した金額<当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額>をもって見積価格とみなすので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
(※見積金額は、消費税等抜きで記載してください。)